

塩尻市地域防災計画 震災対策編

令和 6 年度修正

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
第1節 計画作成の趣旨 4 長野県強靱化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等 長野県強靱化計画は、大規模災害等に対する県土の脆弱性を<u>認識し、その克服に向けて</u>、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から長野県における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき策定されている。このため、市は、長野県の国土強靱化に関する部分については、長野県強靱化計画の総合目標「多くの<u>自然</u>災害から学び、<u>いのちと暮らし</u>を守る県づくり」を基本とし、基本目標である (1) <u>あらゆる自然災害において</u>、人命の保護が最大限図られる (2) 負傷者等に対し、迅速に救助・救急・<u>医療活動等</u>が行われる<u>とともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する</u> (3) 必要不可欠な行政機能、情報通信機能<u>を</u>確保する (4) ライフラインの被害を最小限<u>に留めるとともに、早期に復旧させる</u> (5) 流通・経済活動を停滞させない (6) 被災した方々<u>の日常生活が迅速かつより良い状態に戻る</u> を踏まえて作成した塩尻市国土強靱化地域計画に基づき、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。	第1節 計画作成の趣旨 4 長野県強靱化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等 長野県強靱化計画は、大規模災害等に対する県土の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から長野県における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき策定されている。このため、市は、長野県の国土強靱化に関する部分については、長野県強靱化計画の総合目標「多くの災害から学び、いのちを守る県づくり」を基本とし、基本目標である (1) 人命の保護が最大限図られること (2) 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること (3) 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること (4) 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること (5) 流通・経済活動を停滞させないこと (6) 二次的な被害を発生させないこと (7) 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ることを踏まえて作成した塩尻市国土強靱化地域計画に基づき、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。	県の計画に合わせて修正

【震災対策編】第1章第3節

新		旧	修正理由・備考
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱 第2 処理すべき事務または業務の大綱 6 指定地方行政機関		第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱 第2 処理すべき事務または業務の大綱 6 指定地方行政機関	県の計画に合わせて 修正
機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱	機関の名称	
<u>(11) 中部地方環境 事務所</u>	<u>ア 有害物資の漏洩及び石綿の飛散防止に関 すること。</u> <u>イ 有害廃棄物対策に関する広域的な連携体 制や民間連携の促進に関 すること。</u>	<u>(新設)</u>	
<u>(12) 関東地方測量部</u>	<u>ア 災害時等における地理空間情報の整備・ 提供に関すること。</u> <u>イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言 に関すること。</u> <u>ウ 地殻変動の監視に関すること。</u>	<u>(新設)</u>	
<u>(13) 第九管区 海上保安部</u>	<u>災害時における救助及び援助に関すること。</u>	<u>(新設)</u>	

【震災対策編】第2章第1節

新	旧	修正理由・備考
第1節 地震に強いまちづくり 2 地震に強いまちづくり (2) 実施計画 ア 市が実施する計画 (ア) 地震に強い都市構造の形成 (略) <u>e 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u> (略) ウ 県が実施する計画（全部局） (ア) 地震に強い都市構造の形成 a 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化等、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送<u>道</u>路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。 (略) <u>d 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策</u>	第1節 地震に強いまちづくり 2 地震に強いまちづくり (2) 実施計画 ア 市が実施する計画 (ア) 地震に強い都市構造の形成 (略) <u>(新設)</u> (略) ウ 県が実施する計画（全部局） (ア) 地震に強い都市構造の形成 a 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化等、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。 (略) <u>(新設)</u>	県の計画に合わせて修正 県の計画に合わせて修正

<u>を推進する市に対し、必要な助言や支援を行うよう努めるものとする。</u>		
---	--	--

新	旧	修正理由・備考
第5節 救助・救急・医療計画 第1 基本方針 救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄及び調達体制の整備を図るとともに、医薬品備蓄施設の耐震強化を図る。 また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院<u>として指定した、県1箇所</u>の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1箇所以上の、地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。 第3 計画の内容 3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備 イ 県が実施する計画（健康福祉部） (ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1箇所指定した基幹災害拠点病院及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・救護班・災害時小児周産期リエゾン（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）による支援体制を確保する。 また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）等の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の設備に努めるものとする。	第5節 救助・救急・医療計画 第1 基本方針 救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄及び調達体制の整備を図るとともに、医薬品備蓄施設の耐震強化を図る。 また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院が必要であり、県の基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図るとともに施設の耐震強化を図る。 第3 計画の内容 3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備 イ 県が実施する計画（健康福祉部） (ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1箇所指定した基幹災害拠点病院及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・救護班・災害時小児周産期リエゾン（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）による支援体制を確保するものとする。 また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の設備に努めるものとする。	県の計画に合わせて修正 県の計画に合わせて修正

(イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）<u>等</u>が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。	る。 (イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。	県の計画に合わせて修正
---	---	--------------------

新	旧	修正理由・備考
第7節 要配慮者支援計画 第2 主な取組み 5 土砂災害警戒区域等<u>及び浸水想定区域内</u>の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。 第3 計画の内容 1 要配慮者支援計画の作成 <u>ア 県が実施する計画</u> <u>県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものです。</u> <u>イ 市が実施する計画</u> (ウ) 個別避難計画作成の努力義務 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。<u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用にあたっては、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できる。<u>加えて、被災者支援業務の迅</u>	第7節 要配慮者支援計画 第2 主な取組み 5 土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。 第3 計画の内容 1 要配慮者支援計画の作成 <u>(新設)</u> ア 市が実施する計画 (ウ) 個別避難計画作成の努力義務 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用にあたっては、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できる。	県の計画に合わせて修正 県の計画に合わせて修正

<u>速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> (略) (キ) 個別避難計画の事前提供 市は、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から</u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。 (略) 5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策 (1) 現状及び課題 急峻な地形が多く、急流河川も多い本市内には、要配慮者利用施設が、<u>土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域</u>内に立地している。 イ 市及び県が実施する計画（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会） 市及び県は、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援するものとする。 ウ 要配慮者利用施設の管理者が実施する計画 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。	(略) (キ) 個別避難計画の事前提供 市は、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。 (略) 5 土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策 (1) 現状及び課題 急峻な地形が多く、急流河川も多い本市内には、要配慮者利用施設が、<u>土砂災害危険箇所・注意区域、山地災害危険地区</u>内に立地している。 イ 市及び県が実施する計画（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会） 市及び県は、土砂災害警戒区域等、<u>土砂災害危険箇所等</u>及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援するものとする。 ウ 要配慮者利用施設の管理者が実施する計画 土砂災害警戒区域等、<u>土砂災害危険箇所等</u>及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。	県の計画に合わせて修正
---	--	--------------------

新	旧	修正理由・備考
第8節 緊急輸送計画 第3 計画の内容 1 緊急交通路確保計画 (2) 実施計画 イ 県が実施する計画 (イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講じるものとする。(建設部) 緊急交通路沿いの道の駅については、応急復旧の活動拠点や放置車両等の移動先として活用できるよう、道の駅管理者と調整を図り、迅速に受入体制を整備するものとする。 a 一次緊急輸送<u>道路</u>、二次緊急輸送<u>道路</u>を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進するものとする。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進するものとする。 (略) d 長野県緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を定め、緊急時の交通の確保を図るものとする。(市道については資料編に記載) (略) エ 市民が実施する計画 区長は、関係地域内の緊急輸送<u>道路</u>を区域の市民に周知するものとする。	第8節 緊急輸送計画 第3 計画の内容 1 緊急交通路確保計画 (2) 実施計画 イ 県が実施する計画 (イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講じるものとする。(建設部) 緊急交通路沿いの道の駅については、応急復旧の活動拠点や放置車両等の移動先として活用できるよう、道の駅管理者と調整を図り、迅速に受入体制を整備するものとする。 a 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進するものとする。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進するものとする。 (略) <u>(新設)</u> (略) エ 市民が実施する計画 区長は、関係地域内の緊急輸送路を区域の市民に周知するものとする。	県の計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第9節 障害物の処理計画 第3 計画の内容 1 現状及び課題 各種施設等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて耐震のための措置をとり、施設の倒壊等を未然に防止する。 地震直後の道路上には、ありとあらゆる物が散乱し、これが障害物となり応急対策活動の妨げとなるものである。 これら放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。 緊急輸送<u>道</u>路として確保すべき市道、農道、林道の障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。 2 実施計画 (1) 市が実施する計画 イ 緊急輸送<u>道</u>路とされている基幹市道・農道・林道について、速やかな障害物除去体制の整備を事前に検討する。 (2) 県が実施する計画（各部局） イ 緊急輸送<u>道</u>路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を行うよう市に対して助言するものとする。（農政部）	第9節 障害物の処理計画 第3 計画の内容 1 現状及び課題 各種施設等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて耐震のための措置をとり、施設の倒壊等を未然に防止する。 地震直後の道路上には、ありとあらゆる物が散乱し、これが障害物となり応急対策活動の妨げとなるものである。 これら放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。 緊急輸送路として確保すべき市道、農道、林道の障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。 2 実施計画 (1) 市が実施する計画 イ 緊急輸送路とされている基幹市道・農道・林道について、速やかな障害物除去体制の整備を事前に検討する。 (2) 県が実施する計画（各部局） イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を行うよう市に対して助言するものとする。（農政部）	県の計画に合わせて修正 県の計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第10節 避難の受入活動計画 第3 計画の内容 1 避難計画の策定 (1) 現状及び課題 阪神・淡路大震災や東日本大震災のような激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。特に土砂災害警戒区域等^ウの要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。 (2) 実施計画 イ 市が実施する計画 (ア) 避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定 b 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本^{産業}規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。 (イ) 避難計画の作成 a <u>避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法</u> <u>(避難指示については第3章第11節を参照)</u> ^ウ 県が実施する計画 (ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は、避難対策等に関する計画を策定しておくものとする。(県有施設管理部)	第10節 避難の受入活動計画 第3 計画の内容 1 避難計画の策定 (1) 現状及び課題 阪神・淡路大震災や東日本大震災のような激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。 (2) 実施計画 イ 市が実施する計画 (ア) 避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定 b 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。 (イ) 避難計画の作成 a 高齢者等避難、避難指示または緊急安全確保の具体的な発令基準及び伝達方法(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保については第3章第11節を参照) イ 県が実施する計画 (ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は、避難対策等に関する計画を策定しておくものとする。(県有施設管理部局)	県の計画に合わせて修正

局) 県は、土砂災害<u>警戒区域</u>等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言するものとする。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会) <u>エ</u> 関係機関が実施する計画 <u>オ</u> 市民が実施する計画 <u>カ</u> 企業等において実施する計画 3 避難所の確保 (2) 実施計画 ア 市が実施する計画 (イ) 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的小なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているものを指定する。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> (カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、<u>ガス設備</u>、衛星携	県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言するものとする。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会) ウ 関係機関が実施する計画 エ 市民が実施する計画 オ 企業等において実施する計画 3 避難所の確保 (2) 実施計画 ア 市が実施する計画 (イ) 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的小なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定する。 (カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の	県の計画に合わせて修正
---	---	--------------------

帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。 (ツ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。	整備に努め、要配慮者にも配慮する。 (ツ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。	県の計画に合わせて修正
--	--	--------------------

新	旧	修正理由・備考
第23節 土砂災害等の災害予防計画 第2 主な取組み 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、有害行為の防止と防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。 2 土砂災害<u>特別</u>警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。 地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。 4 <u>住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の</u>区域を土砂災害警戒区域、<u>建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのあると認められる土地の</u>区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。 3 土石流対策 (2) 実施計画 ア 市が実施する計画 (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（「塩尻市災害ハザードマップ等」）を配布しその他必要な措置をとる。また、<u>土砂災害計画区域</u>を住民に周知する。	第23節 土砂災害等の災害予防計画 第2 主な取組み 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、有害行為の防止と防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。 地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。 4 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。 3 土石流対策 (2) 実施計画 ア 市が実施する計画 (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（「塩尻市災害ハザードマップ等」）を配布しその他必要な措置をとる。また、土石流危険溪流を住民に周知する。	県の計画に合わせて修正 県の計画に合わせて修正 県の計画に合わせて修正

4 急傾斜地崩壊対策 (2) 実施計画 ア 市が実施する計画 (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（「塩尻市災害ハザードマップ等」）を配布しその他必要な措置をとる。また、<u>土砂災害警戒区域</u>を住民に周知する。 5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策 (2) 実施計画 イ 県が実施する計画 (ア) 土砂災害警戒区域等のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図るものとする。（建設部） (エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の<u>土砂災害警戒区域等</u>のパトロールを行い、周辺の状況を把握することに努めるものとする。（建設部） 6 土砂災害警戒区域<u>等</u>の対策 (2) 実施計画 ウ 市民が実施する計画 (ア) 市民は、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市長、警察官等へ連絡するものとする。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を	4 急傾斜地崩壊対策 (2) 実施計画 ア 市が実施する計画 (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（「塩尻市災害ハザードマップ等」）を配布しその他必要な措置をとる。また、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>を市民に周知する。 5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策 (2) 実施計画 イ 県が実施する計画 (ア) 土砂災害警戒区域等<u>及び土砂災害危険箇所</u>のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図るものとする。（建設部） (エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールを行い、周辺の状況を把握することに努めるものとする。（建設部） 6 土砂災害警戒区域の対策 (2) 実施計画 ウ 市民が実施する計画 (ア) 市民は、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市長、警察官等へ連絡するものとする。また、土砂災害警戒区域等<u>及び土砂災害危険箇所</u>、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集するものとする。さらに土砂災害警戒情報発表に伴	県の計画に合わせて修正 県の計画に合わせて修正 県の計画に合わせて修正
---	--	--

収集するものとする。さらに土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるよう努めるものとする。	いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるよう努めるものとする。	
--	---	--

新	旧	修正理由・備考
第2.6節 道路及び橋梁災害予防計画 第3 計画の内容 1 道路及び橋梁の耐震性の整備 (2) 実施計画 イ 県が実施する計画 (オ) 一次緊急輸送<u>道</u>路、二次緊急輸送<u>道</u>路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網を推進するものとする。時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進するものとする。(建設部)	第2.6節 道路及び橋梁災害予防計画 第3 計画の内容 1 道路及び橋梁の耐震性の整備 (2) 実施計画 イ 県が実施する計画 (オ) 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網を推進するものとする。時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進するものとする。(建設部)	県の計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第29節 農林水産物災害予防計画 第3 計画の内容 2 林産物災害予防計画 (2) 実施計画 イ 県が実施する計画（林務部） (イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施する<u>とともに、適正な方法による主伐・再造林を推進する。</u>	第29節 農林水産物災害予防計画 第3 計画の内容 2 林産物災害予防計画 (2) 実施計画 イ 県が実施する計画（林務部） (イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施するものとする。	県の記載に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第3節 災害の拡大防止と二次災害の予防計画 第2 主な取り組み 4 土砂災害<u>警戒区域等</u>の把握及び緊急点検体制整備に努める。 4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策 (1) 現状及び課題 災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する<u>おそれのある箇所</u>（土砂災害<u>警戒区域等</u>）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう、体制を整備しておく必要がある。 (2) 実施計画 ア 市が実施する計画 (ア) 土砂災害<u>警戒区域等</u>を把握する。 イ 県が実施する計画（建設部） (イ) 土砂災害<u>警戒区域等</u>を把握するものとする。	第3節 災害の拡大防止と二次災害の予防計画 第2 主な取り組み 4 土砂災害危険箇所の把握及び緊急点検体制整備に努める。 第3 計画の内容 4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策 (1) 現状及び課題 災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう、体制を整備しておく必要がある。 (2) 実施計画 ア 市が実施する計画 (ア) 土砂災害危険箇所を把握する。 イ 県が実施する計画（建設部） (イ) 土砂災害危険箇所を把握するものとする。	県の記載に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第3.2節 防災知識普及計画 第3 計画の内容 1 市民等に対する防災知識の普及活動 (2) 実施計画 ア 市が実施する計画 (ア) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等マスメディア、市ホームページ、防災講演会、塩尻市災害ハザードマップ及びパンフレット等により次の事項の啓発活動を行う。 f 地震発生時の地震情報(震度、<u>長周期地震動階級</u>、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)に関する一般的な知識 s 各地域における避難対象地区、<u>土砂災害警戒区域</u>等に関する知識 ウ 県が実施する計画 (ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等マスメディア、県ホームページ、防災講演会及びパンフレット等により啓発活動を行うものとする。 f 地震発生時の地震情報(震度、<u>長周期地震動階級</u>、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)及び津波に関する一般的な知識 s 各地域における避難対象地域、<u>土砂災害警戒区域</u>等に関する知識	第3.2節 防災知識普及計画 第3 計画の内容 1 市民等に対する防災知識の普及活動 (2) 実施計画 ア 市が実施する計画 (ア) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等マスメディア、市ホームページ、防災講演会、塩尻市災害ハザードマップ及びパンフレット等により次の事項の啓発活動を行う。 f 地震発生時の地震情報(震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)に関する一般的な知識 s 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩落危険箇所等に関する知識 ウ 県が実施する計画 (ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等マスメディア、県ホームページ、防災講演会及びパンフレット等により啓発活動を行うものとする。 f 地震発生時の地震情報(震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)及び津波に関する一般的な知識 s 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識	県の記載に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第3.3節 防災訓練計画 第1 基本方針 災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要である。 また、発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。 市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との連携体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を実施する。	第3.3節 防災訓練計画 第1 基本方針 災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要である。 また、発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。 市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との協調体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を実施する。	県の記載に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第3.4節 災害復旧・復興への備え 第3 計画の内容 1 災害廃棄物の発生への対応 (1) 市が実施する計画 ア 地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。 イ 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。 また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。 ウ 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を必要に応じ適正な見直しを行う。 エ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画を必要に応じ適正な見直しを行う。	第3.4節 災害復旧・復興への備え 第3 計画の内容 1 災害廃棄物の発生への対応 (1) 市が実施する計画 ア 地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。 イ 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。 また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。 ウ 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を必要に応じ適正な見直しを行う。 エ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画を必要に応じ適正な見直しを行う。	県の記載に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第37節 ボランティア活動の環境整備 第1 基本方針 大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。 このため、災害応急対策に関する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。 また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、<u>県・市町村、社会福祉協議会、NPO法人等</u>が連携して環境整備を図っていくことが必要である。 第2 主な取り組み 1 災害救援ボランティアの事前登録を塩尻市社会福祉協議会（<u>災害</u>ボランティアセンター）、日本赤十字社長野県支部塩尻市地区等において実施する。 4 <u>長野県災害時支援ネットワーク等の災害</u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「<u>災害</u>中間支援組織」という。）<u>及び県内外の専門性の高いNPO 等</u>との<u>平時からの官民</u>連携体制の構築に努める。 5 <u>災害</u>中間支援組織、<u>NPO等</u>との連携を図るため、災害ボランティア団体登録推進を図る。 第3 計画の内容	第37節 ボランティア活動の環境整備 第1 基本方針 大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。 このため、災害応急対策に関する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。 また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が連携して環境整備を図っていくことが必要である。 第2 主な取り組み 1 災害救援ボランティアの事前登録を塩尻市社会福祉協議会ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部塩尻市地区等において実施する。 4 国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「中間支援組織」という。）との連携体制の構築に努める。 5 ボランティア関係団体、中間支援組織との連携を図るため、災害ボランティア団体登録推進を図る。 第3 計画の内容	県の記載に合わせて修正 県の記載に合わせて修正

2 防災ボランティア活動の環境整備 ア 市及び県(危機管理部・健康福祉部)が実施する計画 (ア) 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。 <u>また、県は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織である長野県災害時支援ネットワークと平時から相互に協力し、その機能強化に努める。</u> (イ) 防災ボランティアの活動環境として、<u>長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、</u>災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換行行情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 (エ) 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。 <u>また、市は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、塩尻市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておく。</u> イ <u>社会福祉協議会が実施する計画</u> <u>災害ボランティアセンターの設置等について、平時から県・市との連携により、その体制確保に努めるものとする。</u>	2 防災ボランティア活動の環境整備 ア 市及び県(危機管理部・健康福祉部)が実施する計画 (ア) 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。 (イ) 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換行行情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 (エ) 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。 <u>(新設)</u>	県の記載に合わせて修正
---	---	--------------------

3 ボランティア・<u>NPO等関係</u>団体間の連携 (2) 実施計画 <u>長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いNPO等</u>と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるために、災害ボランティア団体連絡会議等の設置をするとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。	3 ボランティア団体間の連携 (2) 実施計画 市、県（危機管理部・健康福祉部）及び社会福祉協議会等は、国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるために、災害ボランティア団体連絡会議等の設置をするともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。	県の記載に合わせて修正
--	--	--------------------

新	旧	修正理由・備考
第1節 災害情報の収集・連絡活動 第2 活動の内容 3 被害状況等の調査と調査責任機関 <u>(1)</u> 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。 <u>(2)</u> 市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は、速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。 <u>(3)</u> 県松本地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（<u>総括調整班</u>）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（<u>総括調整班</u>）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。 <u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症に発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u> <u>(4)</u> 市、県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。 <u>(5)</u> 市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制に検討に必要な情報であるため、住民登録有無にかかわらず、当市の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。	第1節 災害情報の収集・連絡活動 第2 活動の内容 3 被害状況等の調査と調査責任機関 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。 市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は、速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。 県松本地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に対し情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（応援・受援本部）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。 <u>また、</u>市、県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。 市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制に検討に必要な情報であるため、住民登録有無にかかわらず、当市の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。 また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。	県の記載に合わせて修正

(略) (3) 関係機関における実施事項の概要 イ 地震情報 a 緊急地震速報(警報) 最大震度5弱以上又は<u>長周期地震動階級3以上</u>の揺れが<u>予想</u>された<u>場合</u>に、震度4以上<u>又は長周期地震動階級3以上</u>の揺れが予想される地域に対し、<u>揺れ</u>により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。 なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上<u>又は長周期地震動階級4以上</u>の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市への通知、市から市民等への周知の措置が義務となっていない。 b 緊急地震速報(予報) 最大震度3以上またはマグニチュード3.5以上<u>もしくは長周期地震動階級1以上</u>等と<u>予想</u>されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。 (7) 長周期地震動に関する観測情報 <u>震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上</u>を観測した場合に発表する情報。 <u>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(指針発生時から10分程度で1回発表)。</u> (略) 6 通信手段の確保 (4) 電気通信事業者が実施する事項	(略) (3) 関係機関における実施事項の概要 イ 地震情報 a 緊急地震速報(警報) 最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。 なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市への通知、市から市民等への周知の措置が義務となっていない。 b 緊急地震速報(予報) 最大震度3以上またはマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。 (7) 長周期地震動に関する観測情報 震度3以上を観測した場合に発表する情報。 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。 (略) 6 通信手段の確保 (4) 電気通信事業者が実施する事項	県の記載に合わせて修正
---	---	--------------------

<u>ア</u> 災害時における県、市及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に 行うものとする。 <u>イ</u> <u>速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や 見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に 対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、 地図による障害エリアの表示等）するよう努めるものとする。</u>	災害時における県、市及び防災関係機関の重要通信確保を優先 的に 行うものとする。 <u>（新設）</u>	県の記載に合わせて 修正
---	--	-------------------------

新	旧	修正理由・備考
第2節 非常参集職員の活動 第3 活動の内容 1 市が実施する対策 (2) 活動体制 災害応急対策に対処するため、状況に応じ次表の初動体制をとる。 (略) 3 県が実施する対策（全部局） (3) 被災市町村への職員派遣 ア 以下の場合、被害情報の収集及び長野県防災情報システムや物資調達・調整等支援システムへの入力支援等を行うため、当該市町村を所管する地域振興局長は、応急対策の実施等に必要があると認めたときは、県職員を情報連絡員として市災害対策本部に派遣するものとする。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 <u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u> <u>また</u>、派遣する職員は、居住地域や地方部での業務分担を考慮した職員の選定に努めるものとする。 (略) 初動体制一覧	第2節 非常参集職員の活動 第3 活動の内容 1 市が実施する対策 (2) 活動体制 災害応急対策に対処するため、状況に応じ次表の活動体制をとる。 (略) 3 県が実施する対策（全部局） (3) 被災市町村への職員派遣 ア 以下の場合、被害情報の収集及び長野県防災情報システムや物資調達・調整等支援システムへの入力支援等を行うため、当該市町村を所管する地域振興局長は、応急対策の実施等に必要があると認めたときは、県職員を情報連絡員として市災害対策本部に派遣するものとする。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 なお、派遣する職員は、居住地域や地方部での業務分担を考慮した職員の選定に努めるものとする。 (略) 活動体制一覧	県の記載に合わせて修正 県の記載に合わせて修正 県の記載に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第3節 広域相互応援活動 第1 基本方針 災害発生時において、その規模及び被害状況等から、市町村等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。(別記参照) また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。 なお、本市が大規模地震等により大きな被害を被ったときは、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、本市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制を十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。 また、協定先の市町村等が被災した場合については、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。 <u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u>	第3節 広域相互応援活動 第1 基本方針 災害発生時において、その規模及び被害状況等から、市町村等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。(別記参照) また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。 なお、本市が大規模地震等により大きな被害を被ったときは、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、本市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制を十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。 また、協定先の市町村等が被災した場合については、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。 <u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スベ</u>	県の計画の記載に合わせた修正

		<u>ースの適切な空間の確保に配慮する。</u>		県の計画の記載に 合わせた修正
① 東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合 ② 東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合 ③ 東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合		① 東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合 ② 東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合 ③ 東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合		
①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合 ②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合		①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合 ②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合		
東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合		東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合		

①地震発生時の震央地名の区域が、 「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測され、かつ、1道6県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県を言う。以下同じ。）のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合 ②地震発生時の震央地名の区域が、 「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、北海道において震度6強以上の震度が観測され、かつ、1道6県のいずれかに地域においても、大津波警報の発表があった場合 ③ただし、①又は②のいずれにも該当しない場合において、1道6県の地域で相当程度の被害が生じていると見込まれる場合	・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定）		(新設)	(新設)		県の計画の記載に合わせた修正
---	--	--	------	------	--	-----------------------

新	旧	修正理由・備考																																																						
第4節　ヘリコプターの運用計画 第3　活動の内容 1　活動内容に応じた各ヘリコプターの選定 （1）基本方針 消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じてヘリコプターを選定、要請するものとする。	第4節　ヘリコプターの運用計画 第3　活動の内容 1　活動内容に応じた各ヘリコプターの選定 （1）基本方針 消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じてヘリコプターを選定、要請するものとする。	県の計画の記載に 合わせた修正																																																						
<table><tr><td>ヘリコプター別</td><td>機種</td><td>定員</td><td>救助 ホイスト</td><td>消 火 装 置</td><td>物 資 吊 下</td><td>映 像 伝 送</td></tr><tr><td colspan="7">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">県 警 ヘ リ コ プ タ ー</td><td colspan="6">削除</td></tr><tr><td>アグスタ AW139</td><td>17</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	ヘリコプター別		機種	定員	救助 ホイスト	消 火 装 置	物 資 吊 下	映 像 伝 送	(略)							県 警 ヘ リ コ プ タ ー	削除						アグスタ AW139	17	○		○	○	<table><tr><td>ヘリコプター別</td><td>機種</td><td>定員</td><td>救助 ホイスト</td><td>消 火 装 置</td><td>物 資 吊 下</td><td>映 像 伝 送</td></tr><tr><td colspan="7">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">県 警 ヘ リ コ プ タ ー</td><td>ユーロコプター AS365N3</td><td>13</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>アグスタ AW139</td><td>17</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	ヘリコプター別	機種	定員	救助 ホイスト	消 火 装 置	物 資 吊 下	映 像 伝 送	(略)							県 警 ヘ リ コ プ タ ー	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○	アグスタ AW139	17	○		○	○
ヘリコプター別	機種		定員	救助 ホイスト	消 火 装 置	物 資 吊 下	映 像 伝 送																																																	
(略)																																																								
県 警 ヘ リ コ プ タ ー	削除																																																							
	アグスタ AW139	17	○		○	○																																																		
ヘリコプター別	機種	定員	救助 ホイスト	消 火 装 置	物 資 吊 下	映 像 伝 送																																																		
(略)																																																								
県 警 ヘ リ コ プ タ ー	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○																																																		
	アグスタ AW139	17	○		○	○																																																		

新	旧	修正理由・備考
第6節 救助・救急・医療活動 第3 活動の内容 1 救助・救急活動対策 (1) 基本方針 消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ、広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。 なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u> 2 医療活動対策 (1) 基本方針 災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。 また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として、関係機関との連携を十分にとりながら受入体制の確保を図る。 さらに、市及び県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。 なお、<u>市及び県</u>は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整の実施体制の整備に努める。	第6節 救助・救急・医療活動 第3 活動の内容 1 救助・救急活動対策 (1) 基本方針 消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ、広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。 なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。 2 医療活動対策 (1) 基本方針 災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。 また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として、関係機関との連携を十分にとりながら受入体制の確保を図る。 さらに、市及び県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。 なお、地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。	県の記載に合わせて修正

(2) 実施計画 ウ 県が実施する対策（危機管理部、健康福祉部、警察本部） (ア) 大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療<u>福祉</u>活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「長野県災害医療本部」という。）の設置及び運営を行うものとする。 (略) <u>(コ) 輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u> (サ) 市から医薬品等供給要請があった場合、「災害時における医薬品等の供給に関する協定」及び「災害時における衛生材料等の供給に関する協定」に基づき、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品及び衛生材料の緊急配分を要請するものとする。 また、「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」に基づき、（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部に対し、医療ガスの供給を要請するものとする。 さらに、県内では十分な量の医薬品等が確保できない場合は、国、他都道府県、関係団体等に供給を要請するものとする。 (シ) 「災害救助法による医療及び助産の実施委託協定」に基づき、日本赤十字社長野県支部に救護班等の派遣を要請するとともに、必要に応じて、（一社）長野県医師会、（一社）長野県歯科医師会、（一社）長野県薬剤師会、（公社）長野県看護協会に救護班等の派遣を要請し、各機関	(2) 実施計画 ウ 県が実施する対策（危機管理部、健康福祉部、警察本部） (ア) 大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「長野県災害医療本部」という。）の設置及び運営を行うものとする。 (略) <u>(新設)</u> (コ) 市から医薬品等供給要請があった場合、「災害時における医薬品等の供給に関する協定」及び「災害時における衛生材料等の供給に関する協定」に基づき、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品及び衛生材料の緊急配分を要請するものとする。 また、「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」に基づき、（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部に対し、医療ガスの供給を要請するものとする。 さらに、県内では十分な量の医薬品等が確保できない場合は、国、他都道府県、関係団体等に供給を要請するものとする。 (サ) 「災害救助法による医療及び助産の実施委託協定」に基づき、日本赤十字社長野県支部に救護班等の派遣を要請するとともに、必要に応じて、（一社）長野県医師会、（一社）長野県歯科医師会、（一社）長野県薬剤師会、（公社）長野県看護協会に救護班等の派遣を要請し、各機関	県の記載に合わせて修正
--	--	--------------------

の連絡調整を行うものとする。 (<u>ス</u>) 「災害時における応援に関する協定」に基づき、(公社)長野県柔道整復師会に避難所等における傷病者の応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)を要請するものとする。 (<u>セ</u>) 災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、<u>日本災害歯科支援チーム(JDAT)</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 (<u>ソ</u>) 必要に応じ、関係機関に災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請するものとする。	の連絡調整を行うものとする。 (<u>シ</u>) 「災害時における応援に関する協定」に基づき、(公社)長野県柔道整復師会に避難所等における傷病者の応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)を要請するものとする。 (<u>ス</u>) 災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 (<u>セ</u>) 必要に応じ、関係機関に災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請するものとする。	県の記載に合わせて修正
---	--	--------------------

新	旧	修正理由・備考
第8節 要配慮者に対する応急活動 第1 基本方針 災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市・県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行うものとする。 第2 主な活動 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れ等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。 第3 活動の内容 1 避難受入れ活動	第8節 要配慮者に対する応急活動 第1 基本方針 近年、少子高齢化の進行とともに、核家族化や女性の社会進出などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者が被害を受ける可能性が高まっている。このため、災害時においては、市、県、医療機関及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の安全を確保するとともに、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行うものとする。 第2 主な活動 1 避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容等に当たっては、要配慮者に十分配慮する。 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活維持のため必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。 3 要配慮者の心身両面の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて保健医療福祉サービスの提供を行う。 4 要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。 5 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。 第3 活動の内容	県の計画の記載に合わせた修正

(1) 基本方針 市、県及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】 (ア) 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知 要配慮者の皆様に応じ、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、被害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。 (イ) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認 市は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。 (ウ) 避難所での生活環境整備等 災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・整備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じ、次の支援を行う。 また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。 a 避難所における設備の整備 段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じで行う。 b 避難所における物資の確保及び提供 車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレ	災害応急計画の実施に際し、民生委員・児童委員、福祉協力員、地域住民等の協力を得て、要配慮者の状況把握に努め、発災直後から時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、別表のとおり配慮しながら、迅速かつ的確な応急対策を講ずるよう努めるものとする。	
---	---	--

レを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。 c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所（室）及び要配慮者が生活をする避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。 なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。 d 外国籍市民や外国人旅行者等の支援体制の確立 外国籍市民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語支援センターの設置を行う。 e 情報提供体制の確立 避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。 (エ) 在宅者対策 災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。 a 在宅者の訪問の実施 市は在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。 b 物資の確保及び提供 必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。		
--	--	--

c 相談体制の整備 在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。 d 情報提供の確立 災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。 (オ) 応急仮設住宅等の確保 要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進めるものとする。 イ 【県が実施する対策】 (ア) 避難所での生活環境整備 要避難者の避難所での生活環境を整備するため、市からの要請に基づき、必要な支援を行うとともに、市のみでの対応が困難な場合においては、自ら要支援者のニーズの把握に努め、市と連携して必要な人員や物資の確保及び提供等を行う。なお、外国籍県民や外国人旅行者の避難所での生活環境整備については必要に応じて市の対策を支援する。 (イ) 県立病院等における緊急受入等の実施 県立の病院、社会福祉施設、特別支援学校等においては、市からの要請があった場合、要配慮者の緊急受入れ等について、当該病院・社会福祉施設・特別支援学校等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。 (ウ) 介護職員等の派遣体制の確保 社会福祉事業所等の管理者に対して災害等に派遣可能な職員数の登録を要請することなどにより介護職員等の派遣体制の整備に努める。 (エ) 応急仮設住宅等の確保		
---	--	--

要配慮者向けの応急仮設住宅を、市と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。 (オ) 災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣 市からの支援要請により、又は必要があると認められたときは、災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣を要請する。 ウ 【関係機関等が実施する対策】 (ア) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認 避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、市から予め提供された名簿に掲載した避難行動要支援者に避難支援を行うものとする。 なお、災害時において、市から予め提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努めるものとする。 (イ) 医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進 福祉避難所や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受け入れ等について、市から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するものとする。 (ウ) 医療機関・社会福祉施設等の復旧 医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させるものとする。 2 広域相互応援体制等の確立 (1) 基本方針 広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が		
--	--	--

被災し、避難所や他の施設へ一時的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要なことが考えられる。 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】 市は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。 イ 【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、健康福祉部） 県は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市から応援要請があった場合、人員、資機材及び避難所等について広域的な調整を行う。 ウ 【関係機関等が実施する対策】 医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、市・県から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努める。		
--	--	--

別表

配 慮 す べ き 項 目	実 施 機 関	対 象 者
【避難収容等】 ○ 要配慮者の状況把握等 ・ 安否確認、保健福祉サービスの要否等 ・ 避難所に避難せず、 自宅等 で避難生活をしていて、食料の受給にのみ避難所へ来る要配慮者の把握 ○ 災害情報及び高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の周知 ・ 要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達 ○ 福祉避難所の設置 ・ 要配慮者の態様に配慮した福祉避難所の整備 ・ 福祉避難所への移送 ○ 避難誘導 ・ 傷病者、高齢者、障がい者、児童等の優先的避難誘導 ・ 必要に応じて傷病者、高齢者、障がい者、児童等を車両により移送 ○ 避難場所での生活環境の整備 ・ 避難施設の整備 ・ 段差解消、スロープの設置、 身体障がい者用 トイレの設置等 ・ 医薬品、介護機器等の手配、確	市、民生委員・児童委員、福祉協力員 市、関係機関、福祉協力員 市、関係機関、福祉協力員 市、関係機関 県、市、関係機関	全要配慮者 全要配慮者 全要配慮者 全要配慮者 高年齢者、障がい者、外

別表

配 慮 す べ き 項 目	実 施 機 関	対 象 者
【避難収容等】 ○ 要配慮者の状況把握 ・ 安否確認、保健福祉サービスの要否等 ・ 避難所に避難せず、在宅または、車中で避難生活をしていて、食料の受給にのみ避難所へ来る要配慮者の把握 ○ 災害情報及び高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の周知 ・ 要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達 ○ 福祉避難所の設置 ・ 要配慮者の態様に配慮した福祉避難所の整備 ・ 福祉避難所への移送 ○ 避難誘導 ・ 傷病者、高齢者、障がい者、児童等の優先的避難誘導 ・ 必要に応じて傷病者、高齢者、障がい者、児童等を車両により移送 ○ 避難場所での生活環境の整備 ・ 避難施設の整備 ・ 段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設置等	市、民生委員・児童委員、福祉協力員 市、関係機関、福祉協力員 市、関係機関、福祉協力員 市、関係機関 県、市、関係機関	全要配慮者 全要配慮者 全要配慮者 全要配慮者 高年齢者、障が

保、車椅子、 ポータブルトイレ 等 ・ 要配慮者に対する相談体制の整備 ○ 情報提供体制の確保 ・ 大画面のテレビ、インターネット端末 等の設置 ・ 手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・ 災害多言語支援センター の設置等 ○ 医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ ・ 受入れ先の確保 ・ 安全な移送体制の整備 ・ 援護の必要性の高い者から優先的に受入れ ○ 応急仮設住宅等の確保 ・ 高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置 ・ 高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅への優先的入居	県、市、関係機関 県、市、医療機関、社会福祉施設等 県、市	国籍市民 傷病者、高齢者、障がい者、児童 傷病者、高齢者、障がい者、児童	・ 医薬品、介護機器等の手配、確保、車椅子、障がい者用携帯便器等 ・ 要配慮者に対する相談体制の整備 ○ 情報提供体制の確保 ・ 文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置 ・ 手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・ インフォメーションセンターの設置等 ○ 医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ ・ 受入れ先の確保 ・ 安全な移送体制の整備 ・ 援護の必要性の高い者から優先的に受入れ ○ 応急仮設住宅等の確保 ・ 高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置 ・ 高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅への優先的入居	県、市、関係機関 県、市、医療機関、社会福祉施設等 県、市	い者、外国籍市民 傷病者、高齢者、障がい者、児童 傷病者、高齢者、障がい者、児童
--	---	--	---	---	--

新	旧	修正理由・備考
第10節 障害物の処理活動 第3 活動の内容 1 障害物除去処理 (1) 基本方針 障害となる物件の除去は、その所有者または管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送<u>道</u>路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。 (2) 実施計画 イ 県が実施する対策（各部局） (イ) 障害物除去の方法 c 緊急輸送<u>道</u>路の障害物を確認するため、発災と同時に当該緊急輸送<u>道</u>路を通行止めにするものとする。（警察本部） (略) (オ) 応援協力体制 a 緊急輸送<u>道</u>路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市を支援するものとする。（農政部、林務部）	第10節 障害物の処理活動 第3 活動の内容 1 障害物除去処理 (1) 基本方針 障害となる物件の除去は、その所有者または管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。 (2) 実施計画 イ 県が実施する対策（各部局） (イ) 障害物除去の方法 c 緊急輸送路の障害物を確認するため、発災と同時に当該緊急輸送路を通行止めにするものとする。（警察本部） (略) (オ) 応援協力体制 a 緊急輸送路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市を支援するものとする。（農政部、林務部）	県の計画の記載に 合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
第11節 避難受入及び情報提供活動 第2 主な活動 1 <u>市長等は、適切に避難指示等を発令し、速やかにその内容を市民に周知する。</u> (略) 5 県及び市は、広域的な避難が必要な場合は、<u>相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。</u> 第3 活動の内容 1 避難指示 (1) 基本方針 地震に伴う災害から、人命、身体の保護を図るとともに、災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対して避難指示を<u>発令する。</u> <u>発令者</u>は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域市民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。 その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険に近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。 <u>また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。</u>	第11節 避難受入及び情報提供活動 第2 主な活動 1 避難指示の実施者は、適切にその実施を行い、速やかにその内容を市民に周知する。 (略) 5 県及び市は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 第3 活動の内容 1 避難指示 (1) 基本方針 地震に伴う災害から、人命、身体の保護を図るとともに、災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対して避難指示を行う。 避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域市民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。 その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険に近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。 <u>(新設)</u>	県の計画の記載に合わせて修正

(2) 実施計画

ア 実施機関

実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
避難指示	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	<u>知事</u>	<u>災害対策基本法第 60 条</u>	<u>災害全般</u>
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	知事またはその命を受けた職員	水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般 〃
	自衛官	自衛隊法第 94 条	〃
指定避難所の開設、受入	市長		

イ 避難指示の意味

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認め る地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立退きを指示することをいう。

ウ 措置及び報告、通知等

(7) 市長の行う措置

a 避難指示

(2) 実施計画

ア 実施機関

実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
避難指示	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	知事またはその命を受けた職員	水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般 〃
	自衛官	自衛隊法第 94 条	〃
指定避難所の開設、受入	市長		

イ 避難指示の意味

「指示」とは… 被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、市民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 避難指示及び報告、通知等

(7) 市長及び消防局長・消防本部長の行う措置

a 避難指示

県の記載に合わせて修正

<u>災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他被害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、避難指示を発令するものとする。</u> (a) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域 (b) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域 (c) 避難路の断たれる危険のある地域 (d) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域 (e) 酸素欠乏若しくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域 <u>このほか、土砂災害や洪水については、風水害対策編に準じて対応するものとする。</u> <u>なお、地震発生時には、気象警報等の発表基準が引き下げられる場合があることに留意する。</u> オ 避難指示の内容 避難指示の<u>発令</u>に際して、次の事項を明確にする。 カ 市民への周知 (ア) 避難指示<u>等の発令者</u>は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、または直接市民に対し周知する (イ) 市長は、市長以外の<u>発令者</u>と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。 (カ) <u>避難情報や</u>災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難の指示を行うものとする。 (a) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予測される地域 (b) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域(c) 避難路の断たれる危険のある地域 (d) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域 (e) 酸素欠乏若しくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域 <u>(新設)</u> オ 避難指示の内容 避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。 カ 市民への周知 (ア) 避難指示を行った者は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、または直接市民に対し周知する。 (イ) 市長は、市長以外の指示者と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。 (カ) 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種	県の記載に合わせて修正
--	--	--------------------

に、災害の状況によって臨時災害放送局の開設を検討するものとする。 キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援 災害発生後直ちに民生委員・児童委員、各区、<u>自主防災組織</u>、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について、迅速かつ的確な把握に努めるものとする。 ク 市有施設における避難活動 地震等災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。 (イ) 避難指示が<u>発令された場合</u>は、速やかに内容を庁内放送、自衛消防<u>団員</u>等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。 (2) 実施計画 イ 市民が実施する対策 市民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。 この場合にあつては、携帯品は、食料、日用品等必要最小限とする。 <u>(削除)</u>	情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によって臨時災害放送局の開設を検討するものとする。 キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援 災害発生後直ちに民生委員・児童委員、各区、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について、迅速かつ的確な把握に努めるものとする。 ク 市有施設における避難活動 地震等災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。 (イ) 避難指示は、速やかに内容を庁内放送、自衛消防隊等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。 (2) 実施計画 イ 市民が実施する対策 (ア) 要避難地区で避難を要する場合 市民等は、避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。 この場合にあつては、携帯品は、食料、日用品等必要最小限とする。 (イ) 任意避難地区で避難を要する場合 市民等は、災害が拡大し、危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難するものとする。 この場合にあつては、携帯品は、食料、日用品等必要最小限とする。	県の記載に合わせて修正
---	---	--------------------

4 避難所の開設・運営 (2) 実施計画 ア 市が実施する対策 (キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができようにする。</u> (ク) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、<u>感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保</u>等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 イ 県が実施する対策 (イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。 <u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u> 7 被災者への的確な情報提供 (2) 実施計画 ア 県及び市が実施する計画（危機管理部） <u>(7) 県及び市は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u>	4 避難所の開設・運営 (2) 実施計画 ア 市が実施する対策 (キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 (ク) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 イ 県が実施する対策 (イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。 なお、職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 7 被災者への的確な情報提供 (2) 実施計画 ア 県及び市が実施する計画（危機管理部） <u>(新設)</u>	県の記載に合わせて修正
--	--	--------------------

(イ) 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。 (ウ) 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努める。 (エ) 県及び市は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与させる賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。 (オ) 県及び市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 (カ) 市及び県は要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。 (キ) 県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、	(ア) 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。 (イ) 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努める。 (ウ) 県及び市は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与させる賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。 (エ) 県及び市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 (オ) 市及び県は要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。	県の記載に合わせて修正
---	--	--------------------

被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。 (㌒) <u>県及び市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようになるため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u> (㌓) <u>県及び市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようになるため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u>	(㌔) 県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	県の記載に合わせて修正
---	--	--------------------

新	旧	修正理由・備考
第12節 孤立地域対策活動 第2 主な活動 4 <u>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、</u>ヘリコプターによる輸送を行う。 第3 活動の内容 4 食料品等の生活必需物資の搬送 (2) 実施計画 ア 市が実施する対策 迂回路による輸送の確保に努めるとともに、<u>ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、</u>県に対しヘリコプター確保に関する要請を行う<u>ものとする。</u>	第12節 孤立地域対策活動 第2 主な活動 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。 第3 活動の内容 4 食料品等の生活必需物資の搬送 (2) 実施計画 ア 市が実施する対策 迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対しヘリコプター確保に関する要請を行う。	県の計画の記載に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第13節 食料品等の調達供給活動 第3 活動の内容 2 食料品等の供給 (2) 実施計画 (イ) 自らの備蓄により必要量を満たせない場合は、まず「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」に基づき、関係機関などに要請し、調達した食料を被災者等に供給する。さらに不足する場合には、<u>県災害対策本部室</u>、近隣市町村、応援協定団体に対して、要請を行<u>って</u>調達した食料を被災者等に供給する<u>ものとする</u>。	第13節 食料品等の調達供給活動 第3 活動の内容 2 食料品等の供給 (2) 実施計画 (イ) 自らの備蓄により必要量を満たせない場合は、まず「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」に基づき、関係機関などに要請し、調達した食料を被災者等に供給する。さらに不足する場合には、県（松本地域振興局長）、近隣市町村、応援協定団体に対して、食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行い、調達した食料を被災者等に供給する。	県の記載に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第16節 保健衛生、感染症予防活動 第3 活動の内容 2 感染症予防対策 (2) 実施計画 ア 市が実施する対策 (カ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者または無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。 また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。 <u>(以下削除)</u> イ 県が実施する対策（健康福祉部） (コ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。 <u>(以下削除)</u>	第16節 保健衛生、感染症予防活動 第3 活動の内容 2 感染症予防対策 (2) 実施計画 ア 市が実施する対策 (カ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者または無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。 また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。 <u>加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行う。</u> イ 県が実施する対策（健康福祉部） (コ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。<u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉事務所は、平常時から地域振興局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有し、地域振興局は、当該情報を市に対し共有するものとする。</u>	県の記載に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第27節 災害広報活動 第3 活動の内容 1 市民等への的確な情報の伝達 (2) 実施計画 イ 県が実施する対策（危機管理部、企画振興部） (7) 広報資料の収集 広報資料の収集は、危機管理防災課（災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど、直接広報資料の収集を行うものとする。 <u>なお、取材員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u>	第27節 災害広報活動 第3 活動の内容 1 市民等への的確な情報の伝達 (2) 実施計画 イ 県が実施する対策（危機管理部、企画振興部） (7) 広報資料の収集 広報資料の収集は、危機管理防災課（災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど、直接広報資料の収集を行うものとする。 <u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u>	県の計画の記載に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第28節 土砂災害等応急活動 第3 活動の内容 1 大規模土砂災害対策 (2) 実施計画 ア 市が実施する対策 (ア) <u>土砂災害緊急情報</u>を市民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じる。 イ 県が実施する対策 <u>(建設部、農政部、林務部)</u> (イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する<u>土砂災害緊急</u>情報を関係自治体の長に通知するものとする。 ウ 国が実施する対策（地方整備局） (イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する<u>土砂災害緊急</u>情報を関係自治体の長に通知するものとする。 エ 市民が実施する対策 気象庁や県河川砂防情報ステーションのホームページ等を閲覧するなど、情報収集を行うとともに、<u>土砂災害緊急情報</u>に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。 2 地すべり等応急対策	第28節 土砂災害等応急活動 第3 活動の内容 1 大規模土砂災害対策 (2) 実施計画 ア 市が実施する対策 (ア) 警戒避難情報を市民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じる。 イ 県が実施する対策 (イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知するものとする。 ウ 関係機関が実施する対策（地方整備局） (イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知するものとする。 エ 市民が実施する対策 気象庁や県河川砂防情報ステーションのホームページ等を閲覧するなど、情報収集を行うとともに、警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。 2 地すべり等応急対策	県の計画の記載に合わせた修正

(1) 基本方針 監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。 (2) 実施計画 ア 市が実施する対策 (ア) 警戒避難に関する情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。 オ 市民が実施する対策 気象庁や県河川砂防情報ステーションのホームページ等を閲覧するなど、情報収集を行うとともに、警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合、これに迅速に従うものとする。 3 土石流対策 (1) 基本方針 監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、県河川砂防情報ステーション等の雨量情報等を活用し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。 (2) 実施計画 ア 市が実施する対策 (ア) 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて、避難指示等の措置を講じる。 ウ 県が実施する対策（建設部） (イ) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難に関する情報を市、住民等に提供するものとする。	(1) 基本方針 監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。 (2) 実施計画 ア 市が実施する対策 (ア) 警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。 オ 市民が実施する対策 気象庁や県河川砂防情報ステーションのホームページ等を閲覧するなど、情報収集を行うとともに、警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合、これに迅速に従うものとする 3 土石流対策 (1) 基本方針 監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、県河川砂防情報ステーション等の雨量情報等を活用し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。 (2) 実施計画 ア 市が実施する対策 (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて、避難指示等の措置を講じる。 ウ 県が実施する対策（建設部） (イ) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難情報を市、住民等に提供するものとする。	県の記載に合わせて修正
---	--	--------------------

オ 市民が実施する対策 気象庁や県河川砂防情報ステーションのホームページ等を閲覧するなど、情報収集を行うとともに、雨量情報等の警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合、これに迅速に従うものとする。 4 かけ崩れ応急対策 (1) 基本方針 監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。 (2) 実施計画 ア 市が実施する対策 (ア) 警戒避難に関する情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。 エ 市民が実施する対策 気象庁や県河川砂防情報ステーションのホームページ等を閲覧するなど、情報収集を行うとともに、警戒避難に関する情報に注意を払い避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとするものとする。	オ 市民が実施する対策 気象庁や県河川砂防情報ステーションのホームページ等を閲覧するなど、情報収集を行うとともに、雨量情報等の警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合、これに迅速に従うものとする。 4 かけ崩れ応急対策 (1) 基本方針 監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。 (2) 実施計画 ア 市が実施する対策 (ア) 警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。 エ 市民が実施する対策 気象庁や県河川砂防情報ステーションのホームページ等を閲覧するなど、情報収集を行うとともに、警戒避難情報に注意を払い避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとするものとする。	県の記載に合わせて修正
---	---	--------------------

新	旧	修正理由・備考
第29節 建築物災害応急活動 第3 活動の内容 2 一般建築物 (2) 実施計画 イ 県が実施する対策 (イ) 市から、被災建築物や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。 <u>なお、職員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u>	第29節 建築物災害応急活動 第3 活動の内容 2 一般建築物 (2) 実施計画 イ 県が実施する対策 (イ) 市から、被災建築物や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行うものとする。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。	県の計画の記載に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
第30節 道路及び橋梁応急活動 第3 活動の内容 1 道路及び橋梁応急対策 (2) 実施計画 イ 県が実施する対策（建設部、警察本部、道路公社） (ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用により情報収集を行うものとする。 ウ 関係機関が実施する対策（地方整備局） (ア) 道路<u>及び橋梁</u>の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用等により情報収集を行うものとする。	第30節 道路及び橋梁応急活動 第3 活動の内容 1 道路及び橋梁応急対策 (2) 実施計画 イ 県が実施する対策（建設部、警察本部、道路公社） (ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の<u>自動車</u>プローブ情報の活用により情報収集を行うものとする。 ウ 関係機関が実施する対策（地方整備局） (ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、国道事務所、出張所において速やかに自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の<u>自動車</u>プローブ情報の活用等により情報収集を行うものとする。	県の計画の記載に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
第3.4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 第3 活動の内容 1 構造物に係る二次災害防止対策 (2) 実施計画 [道路及び橋梁関係] ウ 県が実施する対策 (イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用により情報収集をするものとする。(建設部、警察本部、道路公社) (オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行うものとする。 エ その他関係機関が実施する対策（地方整備局） (ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、国道事務所、出張所において速やかに自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用により情報収集をするものとする。	第3.4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 第3 活動の内容 1 構造物に係る二次災害防止対策 (2) 実施計画 [道路及び橋梁関係] ウ 県が実施する対策 (イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用により情報収集をするものとする。(建設部、警察本部、道路公社) (オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行うものとする。 エ その他関係機関が実施する対策（地方整備局） (ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、国道事務所、出張所において速やかに自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用により情報収集をするものとする。	県の計画の記載に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
第3.6節 飼養動物の保護対策 第3 活動の内容 2 実施計画 (2) 県が実施する対策 イ 県は、市長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置をとる。 <u>なお、職員を派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u>（健康福祉部、農政部、警察本部）	第3.6節 飼養動物の保護対策 第3 活動の内容 2 実施計画 (2) 県が実施する対策 イ 県は、市長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置をとるものとする。なお、職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。（健康福祉部、農政部、警察本部）	県の計画の記載に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
第3.7節 ボランティアの受入体制 第2 主な活動 1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体等と<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有</u>し、連携のとれた支援活動を展開する。 第3 活動の内容 1 被災地のボランティアニーズの把握と受入体制の確保 (2) 実施計画 ア 市が実施する対策 (ウ) 市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、<u>災害</u>中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有</u>する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。 イ 県が実施する対策（危機管理課部、県民文化部、健康福祉部） (ウ) 長野県社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランテ	第3.7節 ボランティアの受入体制 第2 主な活動 1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体等と情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。 第3 活動の内容 1 被災地のボランティアニーズの把握と受入体制の確保 (2) 実施計画 ア 市が実施する対策 (ウ) 市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。 イ 県が実施する対策（危機管理課部、県民文化部、健康福祉部） (ウ) 長野県社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランテ	県の計画の記載に合わせた修正

ィア関係団体、<u>災害</u>中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有</u>するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬調整などを行うよう努めるものとする。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。 エ <u>災害中間支援組織</u>（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）<u>等</u>）、<u>広域的災害ボランティア支援団体等</u>が実施する対策 2 ボランティア活動拠点の提供支援 (2) 実施計画 イ 県（<u>危機管理部、企画振興部、健康福祉部</u>）及び市が実施する対策 <u>(ア) 市及び県は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講じるものとする。</u> <u>また、県は、その運営において、複数に市町村にまたがる広域的な課題が生じた場合には、関係者間の調整を行うものとする。</u> <u>(イ) 必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援するものとする。</u>	ィア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬調整などを行うよう努めるものとする。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。 エ 広域的災害ボランティア支援団体のネットワーク（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）など）が実施する対策 2 ボランティア活動拠点の提供支援 (2) 実施計画 イ 県が実施する対策 <u>（新設）</u> 必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援するものとする。	県の記載に合わせて修正
--	---	--

新	旧	修正理由・備考
第2節 迅速な原状復旧の進め方 3 職員派遣 (1) 基本方針 災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、人員の確保が困難となる場合がある。そのため県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。 <u>なお、職員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</u>	第2節 迅速な原状復旧の進め方 3 職員派遣 (1) 基本方針 災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、人員の確保が困難となる場合がある。そのため県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。	県の計画の記載に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
第5節 被災者等の生活再建等の支援 第1 基本方針 災害を受けた市民の生活安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。 また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講ずる必要がある。 さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。 第3 活動の内容 1 住宅対策 (2) 実施計画 イ 県が実施する計画（建設部） (ウ) 被害状況把握のための技術的支援（危機管理部、建設部） 被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は、支援を行うものとする。 調査等のため職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整の上、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。 <u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発</u>	第5節 被災者等の生活再建等の支援 第1 基本方針 災害を受けた市民の生活安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。 また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講ずる必要がある。 さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。 第3 活動の内容 1 住宅対策 (2) 実施計画 イ 県が実施する計画（建設部） (ウ) 被害状況把握のための技術的支援（危機管理部、建設部） 被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は、支援を行うものとする。 調査等のため職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整の上、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底	県の計画の記載に合わせた修正

<u>生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u> 11 被災者台帳の作成 (2) 実施計画 ア 市が実施する対策 必要に応じて、個々の被災者の被害や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災地の援護の総合的かつ効率的にな実施に努める。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u>	するものとする。 11 被災者台帳の作成 (2) 実施計画 ア 市が実施する対策 必要に応じて、個々の被災者の被害や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災地の援護の総合的かつ効率的にな実施に努める。	県の記載に合わせて修正
---	--	--------------------

新	旧	修正理由・備考
第6節 避難対策等 第3 避難先の確保 2 避難所候補リストの作成 (4) 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理する。 オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域か否か	第6節 避難対策等 第3 避難先の確保 2 避難所候補リストの作成 (4) 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理する。 オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>か否か	県の計画の記載に合わせた修正